

2中広企振第164号
平成22年4月23日

福知山市長 様

京都府中丹広域振興局長



平成21年度京都府市町村未来づくり交付金の額の
確定について（通知）

平成22年3月31日付け京都府中丹広域振興局指令2中広企振第86号に係る平成21年度京都府市町村未来づくり交付金については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

交付金確定額 113,070,000円

交付決定交付金額 113,070,000円

支払先 京都府銀行 福知山支店
（金庫）
普通 当座 第 380026 号
である旨 確認済

51

伺 い

福知山市長から別添のとおり、平成18年度京都市町村未来づくり交付金に係る実績報告書の提出がありました。

その内容を審査しましたところ、適当であるものと認められますので、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都市規則第23号）第14条の規定により、下記のとおり交付金の額の確定を行うこととし、別案により福知山市長あて通知してよろしいか。

記

1 交付決定額

184,250,000円 /

2 確 定 額

184,250,000円 /

※ 詳細は別添のとおり。

9中広企振第137号
平成19年5月 日

福知山市長 様

京都府中丹広域振興局長

平成18年度京都府市町村未来づくり交付金の額の
確定について（通知）

平成19年3月29日付け京都府中丹広域振興局指令9中広企振第101号に係る平成18年度京都府市町村未来づくり交付金については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

交付金確定額	184,250,000円
交付決定交付金額	184,250,000円

第4号様式（第9条関係）

まち収発第 405 号

平成19年3月30日

京都府中丹広域振興局
局長 加瀬 康 夫 様

福知山市長 高 日 音 彦



平成18年度京都市町村未来づくり交付金実績報告書の提出について

平成19年3月29日付け京都府中丹広域振興局指令9中広企振第101号により交付決定を受けた交付金に係る事業が完了したので、京都市町村未来づくり交付金交付要綱第9条の規定により、別紙のとおり充当事業結果報告書を添えて報告します。

市町村未来づくり交付金
 充当事業計画書
 充当事業結果報告書

団体名 福知山市

(単位:千円)

事業名	本年度 事業費	財源内訳					備考
		国庫補助金	地方債	その他財源	一般財源	交付金 充当額	
「(仮称)北近畿の都センター」建設事業	1,644,699		1,562,400		82,299	41,149	合併特例債
合計	2,046,490	0	1,628,000	21,412	397,078	184,250	

⑩未来づくり個別事業実績調書

事業名	「(仮称)北近畿の都センター」建設事業		
事業実施主体	福知山市	事業実施箇所	福知山市駅前町
事業着手年月日	平成19年2月28日		
事業完了年月日	平成19年3月30日		
直営・請負の別	直営		
請負者の住所氏名	-		
事業概要	【全体概要】 新しい「福知山市」の将来像である「21世紀にはばたく北近畿の都 福知山」を実現するためのリーディングプロジェクトとして、“人・もの・情報”が行き交う交流拠点となる複合施設を建設するため、平成18年度建設用地を取得した。 ・事業計画 平成18年度：建設用地取得、基本計画策定 平成19年度：基本設計・実施設計、駐車場用地の取得 平成20年度：工事着手 平成21年度：工事完成 ■事業費 平成18年度建設用地取得費 1,644,699千円		

(記載要領)

- 1 「事業概要」欄には、事業実績の内容、数値等を具体的に記載すること。
- 2 事業費の内容が分かる資料(様式任意)を添付すること。
- 3 その他、参考となる資料(施設整備の場合、竣工検査調書、竣工写真、契約書等、地域住民組織その他の団体等が市町村の補助金を受けて実施した事業の場合、市町村の補助金の決定通知書、団体等から提出された実績報告書の写等)を添付すること。

土地売買契約書

1 契約事項	末尾記載の土地の売買
2 対象の物件	末尾記載の土地
3 引渡期限	平成19年 3 月30日
4 土地の売買代金	¥973,426,125円

福知山市が施行する（仮称）北近畿の都センター建設事業用地 として必要な土地について、上記の契約事項に関し 福知山市土地開発公社 を甲とし、福知山市 を乙として、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、その所有に係る末尾記載の別表に掲げる土地（以下「対象土地」という。）を頭書の売買代金をもって乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

2 対象土地の面積は末尾記載の面積とし、後日の実測等によりその面積に過不足が生じて、甲乙ともに異議ないものとする。

（契約履行に伴う措置）

第 2 条 甲は、契約の履行に際し、対象土地に質権、抵当権その他所有権以外の権利が設定され、若しくは存するときは、当該権利を消滅させ、完全な所有権を乙に移転させるものとする。

（引渡期限の延期）

第 3 条 甲は、契約履行に際し、天災その他不可抗力又は正当な理由により頭書の期限内に引き渡しできないときは、遅滞なく乙にその理由を届け出て、期限の延長を求めることができる。ただし、その延期日数は、甲乙協議して定めるものとする。

（危険負担）

第 4 条 この契約の履行に際し発生する一切の損害は、甲の負担とする。ただし、天災その他不可抗力による場合、又は乙の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

（土地の譲渡等の禁止）

第 5 条 甲は、この契約締結後においては、対象土地を第三者に譲渡し、又は対象土地について、所有権以外の権利を設定し、土地に工作物を設置し、その他土地の形質を変更してはならない。

2 乙は、甲が前項の規定に違反して乙に損害を与えたときは、乙が甲に対して支払うべき売買代金から当該損害額を控除し、又は甲に損害賠償の請求をすることができる。

(登記関係書類の提出)

第 6 条 甲は、乙が対象土地の所有権移転等の嘱託登記をするために必要な関係書類、その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を、遅滞なく乙に提出するものとする。

(売買代金の支払い)

第 7 条 甲は、対象土地の所有権移転登記が完了し、かつ、対象土地の引き渡しを完了したときに頭書の売買代金の支払いを乙に請求するものとする。

2 乙は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に売買代金を甲に支払うものとする。

(公租公課の負担)

第 8 条 対象土地に対する公租公課、その他の賦課金については、その原因が対象土地の所有権移転登記完了の日までに属するものは甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

第 9 条 この契約又は乙による対象土地の使用収益若しくは処分に関し、第三者から異議の申出があったときは、甲の責任において解決するものとする。

(契約の解除)

第 10 条 甲又は乙は、その責に帰する理由によりこの契約に定める条項に違反したときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。この場合において解除しようとするものは、相手方に文書により意思表示するものとする。

(損害の賠償)

第 11 条 甲又は乙は、前条により契約を解除する場合においては、契約の解除により受けた損害の賠償を相手方に請求することができる。

(費用負担)

第 12 条 この契約の締結について必要な印紙代等は、甲の負担とする。

(特約事項)

第 13 条 記 載 事 項 な し

(契約外事項)

第 14 条 この契約に定めない事項又はこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

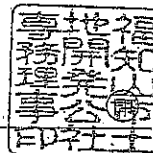
平成19年 2月28日

甲 (住所) 福知山市字内記13番地の1

福知山市土地開発公社

(氏名又は名称)

専務理事 山 段 誠



乙 (住所)

(氏名又は名称)

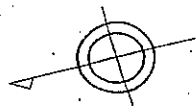
福知山市長 高日音彦



土地の表示

仮 換 地		契 約 対 象			
所 在		地 積 (㎡)	単価 (円)	金 額 (円)	摘要
福知山駅周辺土地区画整理事業地内 7街区3番		627.01	350,500	219,767,005	
福知山駅周辺土地区画整理事業地内 7街区4番		857.51	350,500	300,557,255	
福知山駅周辺土地区画整理事業地内 7街区5番		286.22	350,500	100,320,110	
福知山駅周辺土地区画整理事業地内 7街区10番		1,006.51	350,500	352,781,755	
計		2,777.25		973,426,125	
従 前 地 森宮は高野市に隣接					
所在及び地番		地 目	登記簿地積 (㎡)	基準地積 (㎡)	
福知山市字天田小字犬丸245番29		雑種地	687	687.00	
福知山市字天田小字談畑249番7		雑種地	1,634	1,634.00のうち	
福知山市字天田小字ダン畑253番8		雑種地	2,460	2,460.00のうち	

仮換地指定図 BNo 7



凡	例
	仮換地指定ヶ所

縮尺 1 : 500

摘要
5
5
0
5
5
(m)
10
10のうち
10のうち

報告区分 市長・助役・部長・課長	市長	山段助役	梶村助役	出納室長	
	課室課名	課長	係員		
	出納室				
				報告年月日 平成19年3月15日	
主管	部長	課長	課長補佐	係長	係員

土地引渡確認書

平成19年3月12日

福知山市長 高日音彦 様

所 属 課 企画管理部 企画推進課
 検査員職氏名 課長補佐 中 川 義 一
 立会人職氏名 課長補佐 渡 辺 尚 生

平成19年2月28日付け土地売買契約に基づく下記の土地について、現地を確認し、引渡しを受けました。

記

土地の表示

土地所有者 福知山市字内記13-1
 福知山市土地開発公社

所 在 福知山市字天田

公 簿			契 約 対 象				摘 要
小字・地番	地 目	地 積 (㎡)	地 目	地 積 (㎡)	単価(円)	金 額 (円)	
大丸 245番29	雑種地	687		627.01	350,500	219,767,005	7街区3番
談畑 249番7	雑種地	939		857.51	350,500	300,557,255	7街区4番
談畑 253番8	雑種地	245		286.22	350,500	100,320,110	7街区5番
談畑 253番15	雑種地	2,149		1,006.51	350,500	352,781,755	7街区10番
計			—	2,777.25	—	973,426,125	

保留地売買契約書

収入
印紙

福知山都市計画事業福知山駅周辺土地区画整理事業 施行者 福知山市（以下「甲」という。）と 福知山市（以下「乙」という。）とは、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第96条2項の規定により生じた保留地の売渡しについて、次の条項により売買契約を締結する。

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲は、次の土地を乙に売り渡すものとする。

(1) 街区番号	7街区	7街区	合計
(2) 保留地番号	11-1号	9号	
(3) 地 積	19.16 m ²	509.55 m ²	528.71 m ²
(4) 契約代金	¥13,092,028-	¥339,615,075-	¥352,707,103-
(5) そ の 他	¥683,300-/m ²	¥666,500-/m ²	

第3条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金35,271,000円を甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

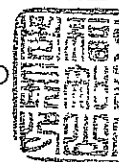
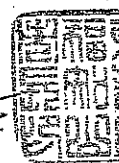
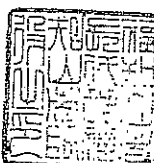
2 前項の契約保証金には、利子を付さない。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

4 甲が、第10条第1項の規定により本契約を解除したときは、第1項の規定により、納入された契約保証金は、甲に帰属する。

第4条 乙は、第2条の契約代金を平成19年5月28日までに甲に支払うものとする。

~~2 前条の契約保証金は、契約代金に充当することができる。~~



第5条 甲は、前条の規定により契約代金を受領したときは、遅滞なく本件土地の受領書を徴して乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により本件土地の引き渡しを受けたとき又は甲の承認を受けたときは、当該土地を使用し、収益することができる。

第6条 本件土地について、確定測量により地積に増減があったときは、その増減した地積に応じ第2条の単価により算出した金額をもって清算するものとする。

第7条 甲は、本件土地に土地区画整理事業に要する費用は賦課しないものとする。

第8条 本件土地の所有権移転登記は、土地区画整理法第107条第2項の規定により換地処分に伴う登記が完了した後、甲が行うものとし、登記に要する諸費用は、甲の負担とする。

第9条 乙は、契約締結後、福知山都市計画事業福知山駅周辺土地区画整理事業の保留地処分に関する要綱第35条第2項に規定する所有権移転登記が完了するまでの間は、保留地を譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 前項のただし書きにより、乙が第三者に譲渡した場合の保留地の所有権移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

第10条 乙が、保留地処分の要綱に違反したとき又は本契約を履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。

2 前項の規定により、本契約を解除したときは、乙は、本件土地を原状に回復して甲に返還しなければならないものとする。

3 前項の規定により、本件土地の返還があった後、甲は、乙が支払った契約代金を返還するものとする。

4 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

5 本契約を解除することにより、乙が損失を受けても、甲は、その責を負わないものとする。

第11条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

第12条 本契約に関し、疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙双方記名、押印の
うえ各自1通を保有するものとする。

平成19年3月30日

甲

(住所) 福知山市字内記13番地の1

(氏名) 福知山都市計画事業

福知山駅周辺土地区画整理事業

施行者 福知山市

代表者 福知山市長 高日 音彦



乙

(住所) 福知山市字内記13番地の1

(氏名) 福知山市長 臨時代理

福知山市助役 山段 誠

